

建築基準法施行規則第1条の3第1項の認定に係る性能評価業務方法書 (基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力)

第1条 適用範囲

- (1) 本業務方法書は、建築基準法施行規則第1条の3第1項の認定に係る性能評価のうち、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力に関して適用する。すなわち、同項の規定に基づき、当該認定に係る建築物について確認申請書に添える図書から除くものとして、同項の表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成13年国土交通省告示1113号第六の一、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期及び短期に生じる力に対する地盤の許容支持力として、第六の一表中に掲げる式の $(\alpha、\beta、\gamma)$ の数値を地盤の種類及び基礎の構造方法ごとに定める部分を指定するものに適用する。
- (2) 本性能評価は、次の要件を満たす性能評価用提出書類を対象に実施する。
 - 1) 一本のくいについてのみの性能評価であること
 - 2) ぐいの適用範囲が明示されていること
 - 3) ぐいの材料、規格、寸法等が規定されていること
 - 4) 短期に生じる可能性のある液状化地盤について、上記許容支持力の取り扱いに関する事項が定められていること

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。様式は、別に定める申請要領によることとする。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 性能評価事項
 - 1) 地盤の許容支持力
 - 2) 適用する地盤の種類
 - 3) 最大施工深さ
 - 4) 適用する建築物の規模
 - 5) 基礎ぐいの構造方法
 - 6) 工事施工者及び管理者
- (3) 工法概要
- (4) 施工指針
- (5) 各種試験報告

- 1) 載荷試験
- 2) 施工試験
- (6) (α 、 β 、 γ) の数値の設定方法説明書
- (7) その他

第3条 評価方法

(1) 評価の実施

- 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い(2)項に示す評価基準に従い評価を行う。
- 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
- 3) 評価員は、評価上必要があるときは、地盤の許容支持力を適用する工法に関する載荷試験及び施工試験に一件以上立ち会うことができるものとする。

(2) 評価基準

評価基準は対象とする基礎ぐいの工法に応じて別紙1、別紙2及び別紙3の通りとする。

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名
- (3) 件名
- (4) 適用範囲
- (5) 評価内容（審査内容）概要
- (6) 評価結果
- (7) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項

(附則)

この業務方法書は平成15年3月14日より施行する。

(附則)

改定後の業務方法書は平成23年12月1日より施行する。